

平成二十六年二月六日提出
質問 第二二三号

琉球処分に対する政府の認識等に関する質問主意書

提出者 鈴木貴子

琉球処分に対する政府の認識等に関する質問主意書

本年二月四日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一八六第四号）では、いわゆる琉球処分の定義について、「様々な見解があり、確立した定義があるとは政府として承知していないが、一般に、明治初期の琉球藩の設置及びこれに続く沖縄県の設置の過程を指す言葉として用いられるものと承知している。」との答弁がなされている。右を踏まえ、質問する。

一 政府として、琉球王国が具体的にいつ、日本国家に組み込まれたのか、その時期を把握しているか。鈴木宗男元衆議院議員による同趣旨の質問に対する過去の政府答弁書（内閣衆質一六五第一三一号。以下、「政府答弁書」とする。）では「いつから日本国の一部であるかということにつき確定的なことを述べるのは困難である」との答弁がなされているが、安倍晋三内閣としても同じ認識でいるか。

二 一八七二年に政府は琉球藩を設置したと承知するが、既に一八七一年にいわゆる廃藩置県が行われ、藩を撤廃する形での行政改革が行われたにもかかわらず、なぜ沖縄では藩が設置されたのか。「政府答弁書」では「一八七二年当時、沖縄において県ではなく藩が設置された理由については、承知していない。」との答弁がなされているが、安倍内閣としても同じ認識か。

三 「侵略」並びに「侵攻」の定義に対する政府の見解如何。

四 琉球王国と薩摩藩との過去の関係に対する政府の認識如何。過去に薩摩藩から琉球王国になされたものは、侵略であったか。または侵攻であったか。

右質問する。